

株式会社ラクネット 陸送約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ラクネット（以下当社とします）のサービスのご利用は、本約款によります。
ただしご依頼主様との間で別途契約を交わした場合には、その契約に基づくこととします。

第2章 ご契約

第2条（車輛について）

- （1）車輛の<引取年月日 時間>・<引取場所>・<引取先名>・<引取担当者>・<車種名・商品名>・<登録番号・車台番号>・<出発メーター>
- （2）車輛の<全長>・<高さ>・<幅>・<重量>・<改造 有・無>・<付属品の有・無>
- （3）車輛の<自力走行の可否>及び<不具合箇所>・<注意箇所>
- （4）車輛の<納車年月日 時間>・<納車場所>・<納車先名>・<納車先担当者>

ご依頼主様は上記の（1）から（4）までの必要事項を偽りなく明示して陸送・輸送の申し込みを行うものとします。

※ただし、公共事情や交通状態、天候や天災事変等により、指定された時間通りに行けない場合もございます。

第3条（申込みの際について）

当社は、申込を受けた際に、陸送・輸送の可否および、料金・お支払方法をご依頼主様にお伝えします。

ご依頼主様は当社より書面にて契約条件の提示があった場合、内容をご確認頂き、ご署名を頂きご返送頂く事で契約成立とさせていただきます。

なお、上記手続きを省略する場合があります。また、省略した場合においても、陸送後において、手続きを要請する場合があります、その場合は互いに真摯に手続きを行うものとします。

第4条（引取及び引受拒否について）

（1）陸送ご依頼主様は、当社が本件車輛を引き取るまでに貴重品（金銭、有価証券、宝石、絵画、カセットテープ、コンパクトディスク、CD、DVD、携帯電話、書籍等）又、経済的価値を持つ物、重要書類、壊れやすい物、車載品（ナビ・ETC装置等）、マフラー、アルミホイール等の自動車部品、動植物、爆発・発火その他陸送上の危険を生ずる恐れのある危険物等などの搭載は不可とし、ご依頼主様または、お引渡主様が撤去するものとし、撤去しなかった場合には当社はその滅失毀損等の責任を負いません。（但し車両燃料は適用除外とします。）また、車輛に本項の規定による積載物がある場合は、引取をお断りすることがあります。

- (2) 当該陸送の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- (3) ご依頼主様が、第三条の規定による必要事項の提示をしなかったとき、又は虚偽の告示をおこなったとき。
- (4) 本件車輛が改造（車高調整、社外オプション等）を施してあり陸送に支障をきたす、または車輛自体が損傷する恐れがあると判断したとき。
- (5) 本件車輛が法令違反をしている場合（条件付きで輸送を引受けることがあります）
- (6) 当該陸送に関し、ご依頼主様から特別の負担を求められたとき。
- (7) 当該陸送が、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (8) 当社及び当社ドライバーが安全に陸送することができないと判断したとき。
- (9) 天災事変その他やむを得ない事由があるとき。
- (10) 当社がご依頼主様の申込内容に基づき本件車輛の引取・引渡を行おうとした時、ご依頼主様の責に帰すべき事由により引取・引渡が不可能になった場合、当社が要した費用はご依頼主様の負担とします。

第5条（陸送・運送方法について）

当社は、合理的なルートにて安全に運行いたします。ご依頼主様から特段の指示が無い限り、当社及び当社ドライバーがルートの選定について判断し、陸送を行います。ご依頼主様からご指示があった場合でも、自然条件や道路条件等の変化に応じて、災害や事故を避けるため、当社及び当社ドライバーが判断し、ルートの変更を行う場合があります。

第6条（第三者への陸送・運送について）

本件車輛をご依頼主様以外の第三者へ陸送する場合、その陸送料金をご依頼主様が負担する場合で、当該第三者が本件車輛を受取拒否した場合の輸送に関わる料金の支払いと本件車輛の処理方法は下記の通りに定めます。

- (1) 当該第三者が本件車輛を拒否した場合でも、陸送に対する料金の請求は発生します。
- (2) (1) 項の場合、本件車輛を当社又は当社の指定する保管場所に持ち帰り保管するものとし、当社は、ご依頼主様に対し持ち帰りの陸送料金及び保管料金を請求できるものとし、
- (3) 当社は、ご依頼主様に本件車輛を受取拒否された旨を連絡し、ご依頼主様は当社の指定する場所及び日時に従い、本件車輛の返還を受けるものとし、
- (4) ご依頼主様は、返還を受ける際、本件車輛の返還までに要した陸送・輸送料金及び保管料金を直ちに支払うものとし、
- (5) ご依頼主様が(4) 項料金を支払わない場合は、当社は本件車輛の返還を行わない場合があります。

※本件車輛をご依頼主様以外の所有であっても同様とする。

- (6) 当社が、(3) 項に定める連絡を行い、一ヵ月経過後もご依頼主様が本件車輛を引き取らない場合には、当社にご依頼主様に連絡することなく、当社にて本件車輛を処分し、その処分に要した処分代金を当社のご依頼主様に対する債権（本約款以外の契約に基づく

債権を含みます)に充当することが出来るものとしします。

(7) 本件車輛の処分の際、費用が発生した場合、処分までに要した保管費用及び本件車輛の処分費用はご依頼主様負担とします。

第7条 (善管注意義務)

当社は、本件車輛をご依頼主様あるいはご依頼主様の指定先に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。

当社が陸送の安全を確保するために必要と判断した場合には、原則として、ご依頼主様に通知したうえで本件車輛の付属物の取り外し等、必要な措置をとります。ただし、夜間や休日等において、ご依頼主様と連絡が取れない場合は当社及び当社ドライバーの判断にて、本件車輛の付属物の取り外し等、必要な措置をとります。

第8条 (免責)

1. 当社は本件車輛をご依頼主様あるいはご依頼主様の指定先に引き渡すまでの間に生じた下記に定める本件車輛の不具合は免責とさせていただきます。

(1) 引取りの際の車輛点検時において、走行により不具合が生じる可能性のある状態が確認された場合に生じた不具合。

(2) 本件車輛の陸送・輸送中における戦争・天災による損害(地震、大水、暴風雨、山崩れ、落石等)

(3) 本件車輛の陸送・輸送中における飛び石や道路上の落下物等、または小動物等の飛び出し等避けることが困難な場合による車輛前面部(フロントパネル、バンパー、ライト、ミラー、エアパーツ等)およびフロントガラスへの損害。

(4) 本件車輛の陸送・輸送中における電気部品、消耗部品(クラッチ、ランプ類等)の経年劣化による不具合

(5) 本件車輛の陸送・輸送中におけるタイヤのパンク等によるタイヤ自体の損傷、およびパンク等による車輛への損傷が生じた場合。

2. 当社は本件車輛の一部滅失又は毀損についての責任は、ご依頼主様が保留しないで本件車輛を受け取ったときに消滅します。

3. 本件車輛の毀損等についての申し出は本件車輛の受領サイン前までとし、受領後の本件車輛の車輛状態等に対するクレームの申し出につきましては一切免責とさせていただきます。

第9条 (損害賠償責任について)

当社がご依頼主様及びご依頼主様の指定先に引き渡すまでの間に当社の過失により本件車輛に毀損又は滅滅が生じた場合、下記の範囲でその損害を賠償いたします。

①本件車輛の滅失した場合は、当社が契約する損害保険会社の査定に基づく車輛代相当額とします。

②本件車輛の毀損した場合は、当社が契約する損害保険会社の査定に基づく車輛代相当額とします。

③当社がご依頼主様の指定先に本件車輛を引き渡すまでに生じた事故等により、当社が第三者に損害を与えた時は、法律上の損害賠償の範囲内において第三者に対する損害を賠償いたします。

第10条（料金のお支払について）

当社より、ご依頼主様にご提示いたしました陸送料金を、指定した期日までに当社指定の銀行口座へ振込みにてお支払いいただくこととします。

第11条（異常時の費用負担について）

1.パンク修理及び、スペアタイヤとの交換、ローテーション、新品タイヤ、中古タイヤ交換等の判断はご依頼主様に連絡が取れない場合に当方で判断した上で、当社指定の業者にて作業を依頼し、この代金はご依頼主様負担とさせていただきます。

2. 車輛の故障・トラブル等により安全確保のために車輛の移動が必要な場合は、当社指定の業者にて移動作業（レッカー・けん引等）し、この代金はご依頼主様負担とさせていただきます。

第12条（キャンセル費用について）

（1）当社は、ご依頼主様の責に帰さない事由による場合を除いて、キャンセル料金を請求することがあります。ただし、ご依頼主様が本件車輛引取予定日の前々日までにキャンセルの指図をしたときは、この限りではありません。キャンセル料金は次の通りとする。

①引取日当日のキャンセル料金は、本件車輛の引取に必要であった費用全額とする。

②本件車輛を進行又は輸送中に申告不備の為、別途作業等発生した場合、ご依頼主様と協議の上、追加料金を請求いたします。

第13条（延滞損害金について）

当社は、本件車輛に対する陸送・輸送料金等を料金支払者が約束期日までに支払わなかった場合、料金の遅延日から、支払いを受けた日までの期間に対し、年利11.5%の割合による遅延損害金の支払いを請求いたします。

第14条（債務譲渡）

当社は、この契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。

第15条（規定外事項）

この約款に定めない事項、またはこの約款に関して疑義が生じたときはご依頼主様と当社が協議のうえ 決定、解決するものとします。

第16条（裁判管轄）

この約款に基づく契約に関するすべての紛争は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的な 管轄裁判所とします。